

新型コロナウイルス感染拡大にかかる

緊急事態措置について

町民の皆様へ

4月7日の国による緊急事態宣言を受け、福岡県小川知事より緊急事態措置について発表がありましたので、町民の皆様には、一人ひとりが危機意識を持っていただき、感染拡大の防止に向けてご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

1. 緊急事態措置の内容

- (1) 生活の維持に必要な場合を除き、外出を控えること。
※生活の維持に必要な場合とは、医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩などです。
- (2) 職場への出勤は、外出自粛の要請の対象としないが、在宅勤務、時差出勤、自転車通勤など人の交わりを低減すること。
- (3) 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から、極力避けること。
- (4) 感染の拡大につながるおそれのある催物(イベント)開催を控えること。
- (5) 飲食料品や生活必需品の小売店等、生活に必要な事業は継続されるため、食料、医薬品や生活必需品の買い占め等をしないこと。

引き続き、「密閉」、「密集」、「密接」を避け、手洗い、咳エチケットに努め、発熱や咳など、風邪の症状があり、病院を受診する場合は直接受診せず、事前に電話で相談してください。

感染症を疑った場合は、裏面記載の「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

2. 緊急事態措置に伴い利用休止となる公共施設

- (1) 中央公民館(図書室含む)、町立体育館、武道館、弓道場、テニスコート、町民グラウンド、歴史民俗博物館、小・中学校、豊翔館の体育施設、総合福祉センターの各施設
- (2) 利用休止期間 令和2年4月8日(水)～5月6日(水)まで

3. その他

今後いろいろな緊急経済対策が講じられることとなりますので、具体的な条件、申請方法等がわかり次第、広報紙やホームページなどでお知らせします。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ◇風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- ◇強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- ◇高齢者・糖尿病・心不全・呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は重症化しやすいため、この状況が2日程度続く場合。
- ◇妊婦の方についても、念のため早目にご相談下さい。

帰国者・接触者相談センター

- ・福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 ☎0948-21-4972
(対応時間：平日 8:30～17:00)
- ・福岡県保健所夜間休日緊急連絡番号 ☎092-471-0264

新型コロナウイルス感染症に関する相談は、下記相談窓口へ

- ・厚生労働省電話相談窓口 (フリーダイヤル)
☎0120-565653 (対応時間：9:00～21:00・土日・祝日も実施)
- ・福岡県庁 がん感染症疾病対策課感染症対策係
☎092-643-3288 (対応時間：平日 8:30～17:15)

新型コロナウイルス感染症対策本部